

00931

第三號式一(裏面)		第三號式一(表面)	
從事令書	從事令書	鳥取縣知事 氏	鳥取縣知事 氏
居住又ハ 就業ノ場所	居住又ハ 就業ノ場所	職 業	職 業
氏 名	氏 名	年 月 日 生	年 月 日 生
從事スキ救助業務	從事スキ場所	從事スキ期間	從事スキ日時
		自何年何月何日	出頭スキ日時
		至何年何月何日	出頭スキ場所
		日間	備 考
右ノ者左ノ通從事セシム		昭 和 年 月 日	
鳥取縣知事 氏 名 國		鳥取縣知事 氏 名 國	

00932

第三號式一(裏面)

從事令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、從事令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スシ
- 二、從事令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏(吏員)ニ届出ツシ
- 三、從事令書ノ交付ヲ受ケタル者傷殘、疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(己ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハサルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該令書ヲ送シタルモノニ遲滞ナク届出ツシ
- 四、從事令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ依リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長、警察官吏、船長又ハ艦長ノ證明書ヲ添ヘ該令書ヲ送シタル者ニ遲滞ナク届出ツシ
- 五、從事令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ助金拂ヲ受クルニ非ザルハ出頭スルコト能ハサルモノハ居住地ノ市町村長ニ該令書ヲ提示シ之ガ一時繕替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所方居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

00933

第三種様式二

從事取消令 從事取消令書 居住又ハ 就業ノ場所 氏 名	從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
號 第 號 鳥取縣知事 氏 名 圖	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名 國	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名 團

第四種様式

從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名
從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ					
從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	從事取消令書 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ノ心得 從事取消令書 交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受 領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ			
號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名	號 第 號 鳥取縣知事 氏 名			

00937

第六號様式之二

<p>公用變更令書</p> <p>(公用變更令書) 住所 氏 名</p> <p>昭和 年 月 日發行第 號公用ノ左ノ通變更ノ</p> <p>公用物件ノ所在地 公用物件ノ名稱 公用物件ノ種類</p>	<p>公用變更令書</p> <p>(公用變更令書) 住所 氏 名</p> <p>昭和 年 月 日發行第 號</p> <p>公用ノ區別 公用ノ範圍 公用ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間</p> <p>備考</p>
昭 和	昭 和
年 月 日	年 月 日
鳥取縣知事 氏 名 關	鳥取縣知事 氏 名 關

00938

第七號様式

<p>公用物件ノ所在地 公用物件ノ名稱 公用物件ノ種類 公用物件ノ範圍方法及數量 公用ノ期間 備考</p>	<p>公用物件ノ所在地 公用物件ノ名稱 公用物件ノ種類 公用物件ノ範圍方法及數量 公用ノ期間 備考</p>	<p>公用物件ノ所在地 公用物件ノ名稱 公用物件ノ種類 公用物件ノ範圍方法及數量 公用ノ期間 備考</p>	<p>損</p>	<p>失</p>	<p>補</p>	<p>償</p>	<p>欄</p>
<p>(公用物件臺帳)</p> <p>所有者住所 氏 名</p> <p>占有者住所 氏 名</p>							
公用		公用		公用		公用	
月 年 和昭		月 年 和昭		月 年 和昭		月 年 和昭	
日		日		日		日	
號		號		號		號	
日 月 年 和昭		日 月 年 和昭		日 月 年 和昭		日 月 年 和昭	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
請求者		請求者		請求者		請求者	
損失補償		損失補償		損失補償		損失補償	
年月日		年月日		年月日		年月日	
額		額		額		額	
區分		區分		區分		區分	
金		金		金		金	
考		考		考		考	

00939

第八號様式 (表面)

第八號様式 (裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名
鳥 取 縣 印

戰時災害保護法 (抜萃)

第九條 救助ヲ行フ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ一時勅令ヲ以テ定ムル施設ヲ管理シ土地家屋若ハ物資ヲ使用シ、勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收用スルコトヲ得

第十條 前條ノ規定ニ依リ管理、使用者ハ收用シ又ハ保管セシムル準備ノ爲必要アルトキハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ施設土地、家屋、物資ノ所在スル場所又ハ物資ヲ保管セシムル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得

戰時災害保護法第十條ノ規定ニ依ル證票

地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシメタル者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ當該物資ノ所在スル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ施設土地、家屋、又ハ場所ノ管理者ニ通知スベシ
當該官吏第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

00940

第九號様式 (第一面)

第九號様式 (第二面)

昭和 第 號

戰時災害ニ依ル公務危害證明書

鳥取縣知事

印

本籍地	現住所	職業氏名及生年月日	身体生命又ハ財産ニ危害ヲ受ケタル日時	危害ノ直接原因	狀況
			昭 和 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 所 場 ノ 上 同	救助ニ従事(又ハ救助ニ協力)中	

00941

第九號様式 (第三面)

危害ヲ受ケタル當時本人ト同一世帯ニ在リタル者 氏名 <small>本人ト ノ續柄</small> 生年月日 職業 備考				

第九號様式 (第四面)

扶 助 金 支 給 欄									
扶助金種類	同上金額	同上支給年月日	同上支給府縣名	係認印					

00942

第十號様式

戰時災害ニ因ル扶助願

扶助 ヲ受 ケ ル 者	住 所	氏 名	本人ト ノ續柄	生年月日	職業及勤先	扶助ノ種類ニ關スル希望	危害ヲ受ケタル日時		危害ノ 直接 原因
							午前 午後	年 時 分	

右ノ通ニ有之候條扶助被成下度及出願候

年 月 日

出願人(世帯主又ハ之ニ代ルベキ者)

名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

注意 一、療養扶助ヲ受ケントスル場合ハ詳細ナル醫師ノ診斷書ヲ添付シ尙現ニ醫療ノ受ケツ、アル向ハ其ノ狀況ヲ記載ノコト
 二、出產扶助ヲ受ケントスル場合ハ醫師又ハ産婆ノ證明書並助産ノ爲要スル經費見積書ヲ添付スルコト
 三、生業扶助ヲ受ケントスル場合ハ生業計畫書及收支明細書ヲ添付スルコト

第十一號様式

戰時災害ニ依ル扶助調査

調査者
職氏名印

危険
受ケタ
ル日時

午前 午後
年月 時分
日同上ノ
場所

危険ノ
直接原因

本人又ハ
世帯主
氏名

氏名

本人ト
ノ續柄

満年齢

職業

労働能力
ノ程度

健康

法第三條
該當事項

摘

要

全世界帯員ノ状況

資産状況

家屋	棟	坪(建坪)	宅地	坪	有價證券(何々)
畑田	反	歩	反	歩	以上見積價格
反	歩	(山林 其他)	反	歩	圓

總 收入見積額 (一ケ年分)
 種別 基礎 数量 單價 收入金額 同上收入ニ伴
 必要經費 純收入 氏名 種別 数量 單價 金所
 額要

薪炭費	副食費	主食費	被服費	家賃	電燈料	水道料	其他	計	負債償還ニ要スル費用
-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	---	------------

第十一號様式

戰時災害ニ依ル扶助調査

調査者
職氏名印

危険
受ケタ
ル日時

午前 午後
年月 時分
日同上ノ
場所

危険ノ
直接原因

本人又ハ
世帯主
氏名

氏名

本人ト
ノ續柄

満年齢

職業

労働能力
ノ程度

健康

法第三條
該當事項

摘

要

全世界帯員ノ状況

資産状況

家屋	棟	坪(建坪)	宅地	坪	有價證券(何々)
畑田	反	歩	反	歩	以上見積價格
反	歩	(山林 其他)	反	歩	圓

總 收入見積額 (一ケ年分)
 種別 基礎 数量 單價 收入金額 同上收入ニ伴
 必要經費 純收入 氏名 種別 数量 單價 金所
 額要

薪炭費	副食費	主食費	被服費	家賃	電燈料	水道料	其他	計	負債償還ニ要スル費用
-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	---	------------

生活費見積ニ依ル不足額	年額	一日當	計	負債償還ニ要スル費用
扶助ニ對スル意見	種類	程度(一日當金額)	方法	圓

右ノ通ニ候

年 月 日

(市町村長 氏 名印)

鳥取縣知事 氏 名 殿

(注意)

「労働能力ノ程度」ニハ男一人前ヲ一〇、女一人前ヲ七トシ能力ノ程度ニ依リ記入ノコト

「健康状態」ニ上、中、下トシ下ノ者ニ對シテハ摘要欄ニ具体的ニ示スコト

「資産見積」ニハ時價ヲ以テ計算ノコト

收入ノ「種別」ニハ俸給、商業收入、日傭收入等ト記入ノコト

「收入ノ基礎」ニハ年俸、月俸、物品販賣等ト記入ノコト

「收入ニ伴フ必要經費」ニハ租稅、資本等生活費ニ非ザル所要費用ヲ記入ノコト

00945

第十二號様式

戰時災害ニ因ル埋葬費支給願

由事願出	費葬埋	死者		氏名	生年月日	本人ノ續柄	埋葬年月日	摘	要
		本籍	住所						
	金圓錢内譯								
	一金金								
	同同何々								

右ノ通ニ付埋葬費給與被成下度死亡診斷書相添及御願候

年 月 日

住所

出願人 (死亡者トノ續柄) 縁故關係等 (氏)

(名印)

鳥取縣知事 氏 名 殿

(注意) 本書ニハ埋葬費支出ニ關スル證憑書類(寫)ヲ添付スルコト

00946

第十三號様式

(戰時災害ニ依ル扶助臺帳)

扶助出願者	住所	本籍	危害ヲ受ケタル日時		場所	原直原因	本人ノ本籍	本人ノ姓名	年 月 日生
			午前	午後					
危害ヲ受ケタル當時本人ト同一世帯ニ在リタル者									
氏被扶助者名ノ	本人ノ續柄	職業並先並	扶助出願又ハ具申年月日	扶助開始年月日	扶助種類及程度	扶助異動年月日	摘	要	年 月 日生

00947

年月	日生												
年月	日生												
事 記													

第十四號様式

年 月 日

(市町村長 氏

名 印)

鳥取縣知事 氏 名 殿

戰時災害ニ依ル扶助異動報告

世帯主氏名	被扶助者氏名	年齢	扶助ノ程度		異動月日	異動ナル事タ由ル
			扶助ノ種類	扶助ノ方法		

00948

第十五號様式

戰時災害ニ因ル危害證明書交付申請書

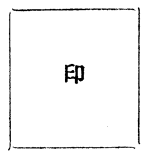
本籍地	現住所	職業氏名及生年月日	身体生命又ハ財産ニ危害ヲ受ケタル日時	昭和 年 月 日 同上ノ午後 時 分 場所	原 害ノ直接原因	危害ノ状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
危害ヲ受ケタル當時同一世帯ニ在リタル者 右證明書交付相成度及申請候											
鳥取縣知事 氏 名 殿 昭和 年 月 日 氏 名 印											

第十六號様式 (第一面)

昭和 第 號

戰時災害ニ因ル危害證明書

鳥取縣知事



第十六號様式 (第二面)

危害狀況	危害ノ直接原因	昭 和 年 月 日	職業氏名 及生年月日	現住所	本籍地
		午 前 時 分			
		所場ノ上同			

第十六號様式 (第三面)

危害ヲ受ケタル當時本人ト同一世帯ニ在リタル者

氏名	本人ト ノ續柄	生年月日	職業	備考

第十六號様式 (第四面)

給與金種類	同上金額	同上支給年月日	同上支給府縣名	係認印
欄	給	支	金	與

00951

鳥取縣令第六十一號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中「知事官房」ノ次ノ「及」ヲ削リ「學務部ノ各課」ノ次ニ「及警察部長書記室」ヲ加ヘ「青年學校教員」「獎德學校」「同分場」「試驗農場」「機械工訓育所」ヲ削ル

第三條中「各縣」ノ次ニ「及鳥取市、米子市」ヲ「委任ヲ受ケタル解長」ノ次ニ「及地方事務所長タル地方事務官」ヲ加フ

第四條中「本廳及各縣」ノ次ニ「鳥取市、米子市」ヲ加フ

第五條第一項但書中「知事之ヲ命ス」ヲ「知事之ヲ命シ鳥取市ニアリテハ岩美地方事務所縣出納吏タル縣出納吏米子市ニアリテハ西伯地方事務所縣出納吏タル縣出納吏ヲ以テ之ニ充ツ」ニ改ム

第十五條中「官房主事」ヲ削リ「認可ヲ」ヲ「承認」ニ改ム

第三十四條中「俸給諸給等ノモノハ」ヲ「俸給諸給交付金、補助金、獎勵金等ニシテ金額確定ノモノハ」ニ改ム

第六十二條第三項中「復興」ヲ削リ同條第四項ヲ「前項ノ證券、債券ヲ以テ代用ノ場合ハ該地方ニ於ケル時價ノ十分ノ八ヲ以テ之ヲ換算ス」ニ改ム

第一百條 削除

訓 令

鳥取縣訓令甲第二十四號

學 務 部 長
地 方 事 務 所 長
市 長

昭和十七年八月鳥取縣告示第五二二號ニ依リ設置スベキ戰時災害救助鳥取縣本部並同郡市事務所ノ編成及事務分掌左ノ通定ム

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

戰時災害救助鳥取縣本部並同郡市事務所ノ編成及事務分掌

一、鳥取縣戰時災害救助計畫要綱第四條ノ規定ニ基キ戰時災害救助鳥取縣本部（以下縣本部ト稱ス）並戰時災害救助郡市事務所（以下郡市事務所ト稱ス）ヲ置ク

縣本部及郡市事務所ハ防空本部並ニ警防團ト緊密ナル聯繫ヲ保チ之ガ救助ノ完璧ヲ期スルモノトス

二、縣本部ニ部長及副長ヲ置キ部長ニ學務部長、副長ニ社會課長ヲ以テ之ニ充ツ

郡市事務所ニ所長ヲ置キ各地方事務所長及各市市長ヲ以テ之ニ充

00952

三、郡市事務所長必要アリト認ムルトキハ町村又ハ校區等ノ區域ヲ以テ臨時詰所ヲ設クルコトヲ得

町村（校區）詰所ニハ郡市事務所員ヲ派遣シ現場ノ指揮ニ當ラシムルモノトス

四、縣本部ニ左ノ係ヲ置ク其ノ事務分掌左ノ如シ

總 務 係

イ、戰時災害救助ノ全体的企畫ニ關スル事項

ロ、總指揮及監督ニ關スル事項

ハ、關係官公衙トノ聯絡ニ關スル事項

ニ、庶務會計及他ノ係ニ屬セザル事項

公 用 係

イ、強制措置發動計畫ニ關スル事項

ロ、建築従事者ノ公用契約ニ關スル事項

ハ、施設及物資等ノ公用契約ニ關スル事項

避 難 係

イ、避難所及救護所ノ設置計畫ニ關スル事項

ロ、避難民ノ誘導訓練ニ關スル事項

ハ、避難所及救護所ノ維持管理ニ關スル事項

醫 療 係

イ、醫療關係者トノ公用契約ニ關スル事項

ロ、救護所及避難所ニ於ケル醫療計畫ニ關スル事項

供 給 係

イ、供給物資ノ調達及移送計畫ニ關スル事項

ロ、焚出其ノ他ニ依ル食品ノ配給ニ關スル事項

ハ、被服、寢具其ノ他生活必需品ノ配給ニ關スル事項

ニ、學用品ノ配給ニ關スル事項

建 設 係

イ、假設住宅ノ建設計畫ニ關スル事項

ロ、假設住宅建設部隊編成ニ關スル事項

五、郡市事務所ニ左ノ係ヲ置ク其ノ事務分掌左ノ如シ

庶 務 係

イ、戰時災害救助ノ實地計畫ニ關スルコト

ロ、町村詰所又ハ校區詰所ノ指揮聯絡ニ關スルコト

ハ、救助従事者登用名簿及公用施設物件臺帳ノ整備ニ關スルコト

ト

ニ、公用施設又ハ物資等ノ實地検査ニ關スルコト

ホ、管内官公署等トノ聯絡ニ關スルコト

救 助 係

イ、避難所及救護所設置場所ノ實地検査ニ關スルコト

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣戰時災害救助計畫要綱

- ロ、避難所及救護所ノ實地管理ニ關スルコト
- ハ、醫療關係者ノ配置ニ關スルコト
- ニ、供給物資ノ調達及移送ニ關スルコト
- ホ、食品及被服其ノ他生活必需品ノ給貸與ニ關スルコト
- ヘ、學用品ノ給與ニ付國民學校其ノ他關係方面ト聯絡スルコト
- 住宅 係
- イ、罹災住宅ノ修繕ニ關スルコト
- ロ、假設住宅ノ建設ニ關スルコト
- ハ、假設住宅建設部隊ニ關スルコト
- 六、町村(校區) 詰所ニ關スル細則ハ郡市事務所長之ヲ定ムルモノトス
- 七、事務分擔ハ縣本部ノ分ニ關シテハ縣本部長、郡市事務所及町村(校區) 詰所ノ分ニ關シテハ郡市事務所長夫々之ヲ定ムルモノトス

告 示

鳥取縣告示第五百二十二號

鳥取縣戰時災害救助計畫要綱左ノ通定ム

昭和十七年八月七日

- 第一 本要綱ハ戰時災害ノ場合ニ於ケル應急救助並之ニ關スル必要ナル措置ヲ行フニ際シ其ノ實施ノ要領ヲ規定スルモノトス
- 第二 本計畫ハ防空計畫ト直接關係アルニヨリ防空本部ト常ニ緊密ナル聯繫ヲ保チ相互ニ間隙ナキヲ期スルモノトス
- 第三 本計畫ノ救助ハ防空計畫ノ緊急處置ニ依リ避難者及被救護者ノ避難所又ハ救護所(移送若ハ誘導サレタル以後ニ於テ必要ニ依リ發動スルモノトス
- 第四 戰時災害ニ依ル應急救助ノ實施ニ當ル爲メ縣ニ戰時災害救助本部各郡市ニ戰時災害救助事務所ヲ設グルモノトス
- 第五 戰時災害救助本部並同事務所ノ編成ニ關シテハ別ニ之ヲ定ムルモノトス
- 第六 知事ノ指定スル市町村ハ毎年二月末日迄ニ翌年度分戰時災害救助ノ計畫ヲ樹立シ之ヲ縣ニ提出スルモノトス
- 前項ノ計畫樹立ニ當リテハ警防團ト緊密ナル協議ヲ遂グルモノトス
- 第七 避難所ハ鳥取市及米子市ノ區域ニ付防空本部ト協議選定スルモノトス 但シ場合ニ依リ倉吉町、境町及其ノ他 町村ニ

於テモ之ヲ設置スルコトヲ得

- 前項但書ノ場合ニ在リテハ防空本部ト協議ノ上關係町村長ノ意見ヲ徵スルモノトス
- 第八 醫療ハ救護所又ハ避難所ニ收容ノ傷痍疾病ノ者ニ付實施スルモノトス
- 第九 焚出ハ避難所又ハ救護所ニ收容ノ者ニ食品ノ給與ハ私人ノ宅又ハ居宅ニ在ル者ニ付夫々之ヲ爲スモノトス
- 第十 寢具、被服其ノ他生活必需品及學用品ハ避難所又ハ救護所ニ收容ノ者及私人ノ宅ニ在ル者ニ對シ貸給與スルモノトス
- 第十一 學用品ノ給與ニ關シテハ當該國民學校長、市町村長ト協議ノ上適宜ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 第十二 住宅ノ被害範圍ニシテ必要アル場合ハ防空本部ト協議ノ上假設住宅ヲ建設スルモノトス
- 假設住宅ノ建設工事ハ關係市町村長ニ委任之ヲ施行セシムルコトヲ得
- 第十三 本計畫ニ依ル公用契約ハ戰時災害保護法第七條及第九條ノ強制措置發動前ニ於テ當該技能者及關係施設等ト任意契約ヲ締結シ待機ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 第十四 救助業務ニ從事スベキコトヲ豫定シ得ル醫療關係者及建築關係技能者ハ之ヲ救助從事者公用名簿ニ登載スルモノトス

第五

- 救助ノ實施ニ際シ公用ヲ豫定シ得ル各種施設(土地、家屋若ハ物資ヲ含ム)ハ之ヲ公用施設物件臺帳ニ登載スルモノトス
- 第六 公用契約ハ醫療關係者ニ在リテハ縣醫師會、縣齒科醫師會、縣藥劑師會、縣產婆會、建築關係技能者ニ在リテハ關係組合各種施設(土地、家屋若ハ物資ヲ含ム)ニ在リテハ所有者又ハ管理者若ハ占有者ト之ヲ締結スルモノトス
- 第七 公用契約ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス
- 第八 公用契約ニ關スル措置ハ縣ニ於テ之ヲ行フモノトス
- 第九 救助實施ニ關シテハ本要綱ニ定ムルモノヲ除クノ他ハ戰時災害保護法ニ定ムル所ニ依ル

鳥取縣告示第五百二十三號

昭和十七年七月鳥取縣告示第四百七十號(セメントノ卸賣業者最高販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第五百二十四號

昭和十七年八月三日左記ノ者ニ對シ動力取扱業免許證下付セリ
昭和十七年八月七日

00955

免許證番號 住 鳥取縣知事 土 肥 米 之 氏 名 一、四一五 西伯郡東長田村大字中四百五拾貳番地 潮 瀬一

鳥取縣告示第五百二十五號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取洋裁女學校寄宿舎

鳥取縣告示第五百二十六號

府縣道鹿野倉吉線東伯郡三德村大字片柴餘戶地内道路ノ區域ヲ左ノ通

變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十七年七月一日ヨリ供用ヲ開始セリ

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

現在 在 路 線

東伯郡三德村大字片柴字增野壹千參百五拾番ノ壹地先ヨリ同所同字壹千參百七拾番ノ壹地先、同村大字餘戶字新崎五百四拾參番地先、同所同字五百四拾八番地先ヲ經テ同所同字五百四拾九番地先

ニ至ル 變更 更 路 線 東伯郡三德村大字片柴字增野壹千參百八拾九番ノ壹地先ヨリ同所同字壹千參百八拾六番ノ壹地先、同所同字壹千參百七拾六番地先ヲ經テ同村大字餘戶字新崎五百四拾七番ノ四地先ニ至ル

鳥取縣告示第五百二十七號

府縣道鹿野倉吉線東伯郡三朝村大字大瀬地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十七年七月一日ヨリ供用ヲ開始セリ

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

現在 在 路 線

東伯郡三朝村大字大瀬字齊ノ木壹千貳百貳拾九番ノ參地先ヨリ同所同字壹千貳百貳拾九番ノ壹地先、同所同字壹千貳百參拾貳番ノ參地先ヲ經テ同所同字壹千貳百參拾壹番ノ貳地先ニ至ル

變更 更 路 線

東伯郡三朝村大字大瀬字齊ノ木壹千貳百貳拾八番ノ壹地先ヨリ同所同字壹千貳百貳拾七番ノ壹地先、同所同字壹千貳百貳拾六番ノ壹地先ヲ經テ同所同字壹千貳百參拾壹番ノ參地先ニ至ル

00956

鳥取縣告示第五百二十八號

府縣道倉人松崎停車場線東伯郡倉人村大字宮内地内道路ノ區域ヲ

左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ

昭和十七年七月一日ヨリ供用ヲ開始セリ

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

現在 在 路 線

東伯郡倉人村大字宮内字早稻田八拾八番地先ヨリ同村大字藤津字九尾壹千四百貳番ノ參地先、同所字觀音山壹千七拾番地先ヲ經テ同所字與七百九拾八番ノ參地先ニ至ル

變更 更 路 線

東伯郡倉人村大字宮内字前田百五拾六番ノ壹地先ヨリ同所字下前田百六拾七番地先、同村大字藤津字フクラ壹千參百拾八番ノ參地先同所字沖新田六百八拾六番ノ壹地先ヲ經テ同所字泥中七百八拾八番ノ壹地先ニ至ル

彙 報

自給肥料の増産改善

— 増産割當・報酬・奨励施設 —

(農務課)

現下時局の推移に伴ふ肥料配給の不圓滑に對處し、この未曾有の難關を克服して是非食糧の増産を完遂する爲、縣では本年度に於ても自給肥料の増産割當を實施してその確保を期してゐる。人的資源の逼迫と共に自給肥料の確保は即ち困難であるが、しかし是非勝ち抜かねばならぬ戦争の爲にはこの困難を打開して何とか成し遂げることが戦後農民の責務である。現代戰に於て前線が銃後の足元にまで擴がつてゐるといはれるのは此處のことである。手が足らぬ人が足らぬといつて濟まされぬのが戦争である。そして山野には自給肥料として最も有効な野草が充満してゐる。吾々は一層しつかりと心を締めて、なせば必ずし得る肥料の自給をなし遂げねばならないのである。

自給肥料は大堆厩肥、綠肥、草木灰を主とするのであるが、

00957

堆厩肥は麥類昭和十七年度作付計畫面積に對し反當二百貫乃至三百貫を割當て、菜種及び秋蒔蔬菜は十七年度作付面積に對して反當二百貫を割當ててゐる。

綠肥については、青刈大豆は市町村の麥間作可能面積に對し反當四升を割當ててこれが目標達成をなすやう指導し、紫雲英は昭和十六年播種面積の確保を圖ると共に、栽培可能田に對し更に増加することとし、紫雲英、青刈大豆共種子の供給は窮乏の見込であるから、今年の種子を確保すると共に自家採種を極力奨励してゐる。

草木灰は市部では一戸當二十貫、町村は五十貫を割當てこれが生産利用をなすと共に、町村一戸五十貫は最低を見込んだものであるから地方によつては一戸當七十貫乃至百貫を割當て得ることになつてゐるのである。

ついでには縣ではこの自給肥料確保の目的達成の爲、堆厩肥増産を極力奨励することとして七月二十五日より九月三十日に至る期間を堆厩肥生産倍加運動實施期間とし、特に八月一日より同三十一日に至る一ヶ月間をその強調期間として、縣及び縣農會では郡市協議會開催、ポスター配付及び一齊督勵、郡市農會は堆厩肥共進會、町村農會は又堆厩肥共進會、綠肥品評會、山野草刈取運動に於ける優良農事實行組合の表彰等を行ひ、尙自給肥料の改良増産

及び施肥改善施設として肥料共同保管、自給肥料改良増産講習會泥土利用等の何れかを實施、又麥作に對する石灰施用を奨励することになつてゐる。

この中堆厩肥共進會は市町村農會主催の場合は、出品單位を農事實行組合とし、審査は審査長に郡農會技術員、審査員に町村農會技術員、書記、國民學校、青年學校農業專科指導が當り、農事實行組合長、食糧増産共勵委員、自給肥料増産施肥改善指導員等が審査補助員となつて、堆厩肥堆積數量(一戸平均)組合員參加歩合を審査事項とし、なほ品質を考慮すれば一立方尺重量(完熟六貫、平熟四貫五百、新鮮三貫を標準)を参照して審査することとしてゐるのであつて、この共進會を始め種々の増産及び施肥改善施設については、縣に於て助成金を交付される見込である。

滿洲開拓民の入植地

— 何故北滿を選ばれたか —

(社 會 課)

滿洲開拓民は殆ど北滿の地に入り、特に集團開拓民は全部東北滿乃至北滿をその活躍地としてゐる。滿洲の天地は極めて廣い

00958

、交通の便利な氣候風土の温和な南の土地を選ばないで、何故北滿の地を選んだかといふことについては或は疑問を持つ人があるかと思はれるので、その理由についても述べることにする。

思ふに北東滿の國境近い地は第一次以來所謂武裝移民として在郷軍人が武器を持つて移住した處であつて、在郷軍人が武器を持つて移住したため、國防の第一線を守るのだといふ風に響き、或はそう考へてゐる人があるかも知れぬが、これは非常な誤解であつて、國防の第一線は忠勇なる皇軍及び、滿洲國軍の守る處である。開拓民は滿洲に於ける銃後の守りに當つてゐるのであつて、この點内地農民と別に異なるところはない。又北滿方面に一旦緩急ある時は、國境近くに居る開拓民は忽ち銃を執つて起つべきではないかといふことは考へられるが、これは内地にあらうと滿洲に居らうと同じであつて、かゝる時我々一億同胞は當然一齊に起つのである。北滿に居る人達は充分これについては覺悟して張り切つてゐるのである。

まづ滿洲に於ける開拓民を東北滿乃至北滿に定めた第一の理由は土地の問題である。農業をするにはどうしても土地が無ければならないが、滿洲は一億三千萬町歩の面積を有し、そのうち約四千萬町歩が農業可耕地であつて、千八百町歩は既に耕されて二千二百萬町歩が残つてゐる。日本の耕地は約六百萬町歩であるから

その二、三半の土地が未耕地として残つてゐるわけであつて、その未耕地は三江省から東安・濱江・牡丹江・龍口・黑河・北安の七省位のところを大部分集まつてゐて、しかもこの未耕地は土地肥沃で世界の穀倉といはれ、當分無肥料でも作物が穫れる位の土地なのである。

無肥料でも作物が穫れるといふのは滿洲では三年乃至四年の輪作をして行くのであつて、まづ高粱を作つて深い處の肥料をとり次の粟又は麥を作つて表面の肥料で育て、三年目には大豆を作つて根瘤菌によつて地力を恢復する。そのうち滿洲では冬は深く凍るので、その爲に土を底に擠げて隙間が出来、肥料は又土の下の方に入つて行くのであつて、かうして輪作によつて年々繰返して居るからなか／＼地力は減らないのである。

次に北滿が選ばれた理由は人口分布の關係である。滿洲は日滿共存共榮の地であるから滿人を追ひ退けて入ることはならぬが、北滿方面は密度が殊に少く、もとより無住地帯に入ることは不便ではあるが、滿洲では年々鐵道が布設されて、既に一萬軒を突破して居り、人植して暫く辛抱して居ればやがて敷設され、又自動車道路も出来るので二三年の辛抱だといふことになるのである。今、滿洲拓殖公社では一千萬町歩の土地を買ひ占めて居り、別に滿拓と提携して滿洲國政府でも一千萬町歩を買ひ上げてゐるので

合せて二千萬町歩が用意されてゐる。即ち我が滿洲開拓二十ヶ年計畫の通り百萬の開拓民が行つても、一人十町歩宛でも一千万町歩あればよいわけで、あとにまだ一千万町歩残るわけである。

第三に北滿は非常な肥沃地帯だといふことである。日露戦争に行つた人達の中には、滿洲は赤土地帯で粟や黍しか出来ないといふ人もあるやうだが、日露戦争には奉天位までしか行かなかつたので滿洲の支那口でしかない。遼河と松花江の分水嶺から北になると黒土になつて作物の出来がすつかり違ふのである。なほ南滿は春さきになると蒙古方面から風が来て、所謂黃塵萬丈となるが北滿の人植地にはさういふ風はない。

以上の理由でわが開拓民の移住先は主として北滿乃至東北滿がとられて居るのであつて、北滿は酷寒の地のやうにいられるが、如何にも寒くはあるがよく零下四十度といふのは形容の言葉で、こんなことは一年に二回か三回で普通は零下二十度位、しかし防寒施設があるから家の内に居れば決して寒くはない。又匪賊はまだ二三千人居るらしいが、日本の面積の三倍も四倍もある滿洲のことであるから、二三千人は知れたものであつて、これもだん

く入植地を調査し、土地の深さ、水量、井水、衛生状態、交通

通、作物の收穫状態、夏冬の氣候、雨量等限なく調査して定められるのであるから、政府を信頼してどしどし進んで入植して貰ひ度いものである。

子供の讀物指導 讀書は精神の榮養素

(社會教育課)

讀書は人間の精神的榮養として何人にも是非必要であつて、どんなに忙しい生活の人でも僅かな時間をも利用して出来るだけ讀書しなければならぬが、殊に身体と共に精神方面も盛に發達しつゝある子供には必ず善良な讀書の習慣をつけることが極めて大切である。

元來子供は常に知識慾に燃えてゐるものであつて、その讀書力に合したものを與へさせれば喜んで、或はごく僅かの時間をも惜んで讀書するものであるから、この時期に於て努めて適當な書籍を與へるやうに心懸けることは父母たる者の重要な務めといはなければならぬ。そしてこの子供の知識慾の旺盛さは、勢ひ材料を選ばず手當り次第に讀み漁るといふ弊害を誘きやすいから、

00960

エの選擇には極めて周到なる注意が肝要である。

昔は書籍の數も少く、従つてどの本でも讀みさえすればそれだけの効力はあつたもので、さうした習慣から今でも世の母親の中には、子供が本を手にしてさえ居れば讀書好きの子として近隣に誇る風のある者さえ見受けられることがあるが、その讀んで居る書籍を見ると案外低劣な内容のもので、却つて有害とさえ思はれるものを好んで讀んでゐる場合もあるので、世の親たる者は一層子供の讀書に對する留意が必要なのである。

近來用紙配給の不圓滑に伴つて種々出版書籍も統制せられるやうになり、自然つまらぬ本の氾濫はよほど少くなつてゐるけれども、なほ子供に不適當なものは澤山あるわけであり、特に年齢とか讀書力に不釣合なものについては充分注意と指導を怠つてはならぬ。胃腸の發育に合しない食物を與へることは直に子供の胃腸障害を起して親の目につくから注意されるが、目に見えぬ讀書の害はとかく放任され勝であることは危険千萬といはねばならぬ。不適當な讀書の害は身体的な食物の害以上に危険なものであることを忘れてはならない。

極く幼い子供、また文字を知らない子供に對しては繪本が與へられるわけであるが、この際の選擇については繪畫の内容と共に色彩についても兒童教養上上品な色どりのものを選び、紙質につ

いても強いものを選びたいものである。

國民學校入學前の子供であれば、世間の親達の中には文字を覚えさせることに力を入れすぎる傾きのあるものもあるが、これは入學後に兒童が、文字の讀めるまゝについて先生の言葉をとおそかにして、教室に於ける學習態度に良くない影響を及ぼすことが多いから特に注意を要する。

入學後の子供にはその發育に應じて讀物も細心の注意を要し、學校で習ふことに關聯して適切なものを與へねばならぬのであつて、興味の中に科學的な指導を加味して行くやうな材料も感られたいものが與へられたい。文字の大きさにも氣をつけないと大切な目を損する場合がある。

ひら假名が自由に讀め出す頃から兒童の讀書範圍は非常に擴大され、それと共に讀書力も急速に進んで来て、この頃から濫讀の弊が生じ易いから、家庭では一層細心の注意が必要となつて来るのであつて、徒らに安易な興味的なものに止まらないで、進んで學習の深化、科學的讀物等に進むやう格別の指導が必要となつて来るわけである。

このやうに注意指導が續けられて青年期に入ると、自分の職業に對する研究的な讀書、學術的思想的其の他青年期の修養に關するものを讀ませたいものである。又この間藝術的な讀書に入る者

00961

00959

も生じて来るが、これについては特に深甚な注意が必要であつてしつかりした素養のない青年の頭脳に急速に藝術的な讀書をさせることはまことに危険な場合が多いから、格別気をつけねばならない。

子供の讀物指導については大体上述のやうに、その發育程度に應じて適當な材料を選択して與へ、實際讀ませるに當つても時宜に適した指導をすることが肝要であるが、この外現今のやうな重大時局下に於ては時局的讀物といふものが多くなり、又必要である。

元來從來の讀書指導は、やはり個人主義的な西洋流の考へから兒童そのものゝ個人的完成といふものを中心とした讀物が作られてゐた觀があつたのであるが、兒童の教育はたゞ兒童の個人的完成といふことに止まらないで、國家人として、即ち君國の爲に喜んで自己を捧げて大我に生きる日本精神の涵養に努めねばならぬ。近頃の刊行物にはどれも皆この點がよく織り込まれてゐるの結構である。理屈抜きに幼い時から養はれた精神はその子供の人格となつて一生を支配するものである。子供の時からしつかり日本人としての尊い精神を培ひ育てることは最も大切な親の務である。

以上子供の讀物指導について概要を述べたが、文部省ではかね

てからこれらの讀物選擇の資料として優良圖書の推薦が行はれてゐて、週報やラジオを通じ、又この縣公報に於ても出来るだけその紹介に努めてゐる。各位に於てもよくこれらの推薦によつて適當なものを選択し、充分兒童に適當なものを採用して實際讀書に當つても細心の注意と指導を怠らぬやうに愛兒の精神的營養攝取に遺憾のないやう努められたいと思ふのである。

週報・寫眞週報掲載内容

週報

- 心緩めず建設の必成へ○ 中小商工業再編成協議會について
- 戦争と船腹 ○建艦と造船の一元化 ○防空待避所の作り方
- 米國の對印野望 ○告知板 體力草檢定に水泳が加はりました
- 大東亞戦争日誌

寫眞週報

- 表紙 白の大禮服に威儀を正した廣田遺タイ特使
- 軍神加藤少將とその生立ち幼少入歳の學童から戦死までの記念すべき寫眞 ○大任を果した廣田特派大使 廣田大使一行とタイ國の歡待ぶり ○復興全きセラター軍港―昭南島 ○囚人部落も皇軍に協力する―比島バラワン島 ○配給の糧草に歡呼湧く―ボルネオサマリンドの町 ○片足で踏み登る一萬二千尺―傷痍軍人の國威宣揚富士登山 ○防空待避所の効果とその作り方 ○壯丁に金槌あるべからず 埼玉縣秩父町の在郷軍人の壯丁訓練 ○アメリカ渡來の害虫「ザニガニ」激減戦―東京

昭和十七年八月七日印刷
昭和十七年八月七日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所